

新宮市介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスにおける人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスとして、新宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号ア(ア)に規定する介護予防訪問介護相当サービス及び旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスとして、新宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号イ(ア)に規定する介護予防通所介護相当サービスにおける事業の人員、設備、運営等の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、介護保険法及び介護保険法施行規則で使用する用語の例による。

(基準)

第3条 新宮市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に係る基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準」という。)の例による。この場合において、基準第38条第2項及び基準第60条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該サービスを提供した日から5年間」とする。

附 則

この告示は、令和6年9月9日から施行し、改正後の新宮市予防訪問介護サービス及び新宮市予防通所介護サービスにおける人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。